

指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第48号

指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第80号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められる費用)

第2条 条例第18条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 日用品費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(入所支援計画の見直し)

第3条 条例第22条第8項の規定による入所支援計画（条例第4条第1項に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）の見直しは、少なくとも6月に1回以上行わなければならない。

(健康診断)

第4条 条例第29条第1項に規定する入所した障害児に対する健康診断は、入所時、少なくとも毎年定期的に2回及び臨時に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する入所時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期又は臨時の健康診断

(施設の運営についての重要事項)

第5条 条例第35条に規定する規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入所定員

(4) 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

(5) 施設の利用についての留意事項

(6) 緊急時等における対応の方法

(7) 非常災害対策

(8) 主として入所させる障害児の障害の種類

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第6条 条例第52条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 入所支援計画

(2) 条例第16条第1項に規定する提供した指定入所支援に係る記録

- (3) 条例第33条に規定する知事への通知に係る記録
- (4) 条例第42条第2項に規定する身体的拘束等に係る記録
- (5) 条例第48条第2項の苦情の内容等の記録
- (6) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第49条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第7条 第3条から前条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。